

特 記 仕 様 書 （ 1 ）

1 業務名

令和 7 年度ダイオキシン類測定業務委託
(環境中のダイオキシン類濃度測定に係る業務)

2 目 的

沖縄県内の大気、公共用水域水質・底質、地下水及び土壌中のダイオキシン類調査に関し、受託者が行うべき業務について必要な事項を定め、委託業務の適正な実施を期するものとする。

3 委託業務内容

受託者は当該ダイオキシン類調査に関し、下記の測定方法により試料の採取及び分析を行うものとする。

(1) 大気

ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル
(令和 4 年 3 月、環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、大気環境課)

(2) 公共用水域水質及び地下水

工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法 (JIS K0312:2020)

(3) 公共用水域底質

ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル
(令和 4 年 3 月、環境省水・大気環境局水環境課)

(4) 土壌

ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル
(令和 4 年 3 月、環境省水・大気環境局土壌環境課)

4 調査内容の概要

(1) 調査地点及び調査回数

ア 大気：5 地点、各 3 回（二重測定 2 件）

No.	区分	測定地点	所在地	回数	備考
1	一般環境	沖縄県立八重山高等学校	石垣市登野城 275	3	
2	発生源周辺	沖縄県北部合同庁舎	名護市大南 1-13-11	3	
3		沖縄市農民研修センター	沖縄市登川 2380	3	
4		南風原町中央公民館	南風原町字喜屋武 236	3	
5		宮古保健所	宮古島市平良字東仲宗根 476	3	

* 試料採集は 7 日間連続採集方式とする。

イ 公共用水域 水質：4 地点、各 1 回（二重測定 1 件）

No.	区分	測定地点	回数	備考
1	河川	我部祖河川奈佐田川合流点から上流 100m	1	
2		比謝川与那原川合流点	1	
3		報得川水位計設置点	1	
4		名蔵川石糖取水場前	1	

ウ 公共用水域 底質：4 地点、各 1 回（公共用水域 水質と同地点、二重測定 1 件）

No.	区分	測定地点	回数	備考
1	河川	我部祖河川奈佐田川合流点から上流 100m	1	
2		比謝川与那原川合流点	1	
3		報得川水位計設置点	1	
4		名蔵川石糖取水場前	1	

エ 地下水：6 地点、各 1 回（6 検体、二重測定 1 件）

No.	測定地点	回数	備考
1	渡名喜村	1	
2	座間味村	1	
3	渡嘉敷村	1	
4	石垣市	1	
5	竹富町	1	
6	与那国町	1	

* 測定地点の詳細については別途指示する。

オ 土壌：6 地点、各 1 回（6 検体、二重測定 1 件）

No.	測定地点	回数	備考
1	渡名喜村	1	
2	座間味村	1	
3	渡嘉敷村	1	
4	石垣市	1	
5	竹富町	1	
6	与那国町	1	

* 測定地点の詳細については別途指示する。

カ 土壌（発生源周辺）：9 地点、各 1 回（9 検体、二重測定 1 件）

与那国町ごみ焼却施設周辺 周辺 9 地点（予定）

（2）調査対象物質

ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン

(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称）の異性体ごとの分析を実施し、毒性等価換算値を求める。

また、試料採取時の気象条件（気温、湿度、風向、風速等）の調査（事前に協議の上、委託者が了解した場合は気象庁等のデータを用いてもよい）、公共用水域水質及び地下水については浮遊物質（SS）の測定も併せて行う。

（３）調査時期

大気については、令和７年７～９月、１０～１２月及び令和８年１～２月の３回実施する。公共用水域の水質及び底質、地下水及び土壌については年１回とする。

５ 精度管理

測定結果の信頼性を確保するために、環境省の「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成２２年３月３１日改訂）」及び、３（１）～（４）に示した測定法に準じて、精度管理を実施するものとする。なお、各項目における二重測定については、１０検体までにつき１件とする。

６ 提出書類

受託者は、業務の着手に当たっては下記①～③を、業務の完了に当たっては下記④～⑥の書類を提出する。

①着手届 ②業務工程表 ③業務計画書 ④業務完了報告書 ⑤納品書 ⑥請求書

７ 結果の報告

受託者は、委託業務終了後、速やかに調査ごとの下記の事項についてとりまとめた報告書１部及び電子データを委託者に提出する。また、調査の中間報告として令和７年１２月１２日までに報告書を提出する。（報告内容については、別途指示することとする。）

（１）調査結果

- ア ダイオキシン類調査結果（実測濃度、毒性等量）
- イ 測定結果の濃度計量証明書（MLAP）
- ウ 精度管理報告書
- エ 各試料のクロマトグラム等

（２）その他

- ア 試料採取状況の写真
- イ 試料採取地点図
- ウ 試料採取時の気象条件（気温、湿度、水温等、４（２）で定める事項）
- エ その他の項目

８ 再委託等について

（１）一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

（２）再委託の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（３）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

９ その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、決定するものとする。